

学校3部制推進プラン

令和8年3月
三鷹市教育委員会

<目次>

第1	「学校3部制推進プラン」の策定にあたって～スクール・コミュニティの発展に向けて～	1
第2	学校3部制について.....	2
1	学校3部制の考え方.....	2
2	学校3部制の目的.....	3
3	学校3部制に関連する主な事業.....	3
第3	これまでの取組.....	6
1	これまでの取組.....	6
2	これまでの取組で得られた知見と課題.....	8
第4	今後の取組の方向性.....	11
1	学校3部制の運営の具体化.....	11
2	学校3部制に関連する事業の更なる充実.....	12
3	学校3部制に向けた環境整備.....	12
第5	令和7年度から9年度の取組のスケジュール.....	13

第1 「学校3部制推進プラン」の策定にあたって

～スクール・コミュニティの発展に向けて～

三鷹市では、平成18年のにしみたか学園の開園以降、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」に取り組んできました。このうち、コミュニティ・スクールに関しては、各学園に設置したコミュニティ・スクール委員会を中心に学校・家庭・地域が当事者として、共に子どもたちを育む取組を進めてきました。

そうした取組を重ねる中で、学校や子どもたちを「縁」とした人々の「つながり」であるスクール・コミュニティが形成されてきました。

多様な地域の大人が学校や子どもたちに関わることで、子どもたちが学校の学びと社会との接続を感じたり、様々な体験活動等の機会を得たり、他者との関わり方を学んだり、子どもたちの学びや育ちがより豊かになります。子どもたちのより一層充実した学びや育ちのため、スクール・コミュニティの発展を目指しています。

また、スクール・コミュニティのつながりを起点として、事業や人財が三鷹の重層的で多様なコミュニティの中で循環していくことも期待されています。

スクール・コミュニティの発展に向けて、学校を地域の共有地（コモンズ）と位置づけ、地域の共有財産である学校施設の活用をより一層図ろうとするのが「学校3部制」の取組です。

三鷹市では、令和3年8月の「三鷹教育・子育て研究所 三鷹のこれからの教育を考える研究会 最終報告」の提言を契機に、モデル事業などを実施しながら、スクール・コミュニティの発展、地域の共有地「コモンズ」としての学校への移行、そして、そのための「学校3部制」の実現に向けた取組を進めています。

これまでの取組を踏まえ、令和7年度から令和9年度までの「学校3部制」の取組の全体像や今後の方向性を示すため、鷹南学園三鷹市立中原小学校建替事業等の新たに整備する学校施設の在り方も見据えながら、「学校3部制推進プラン」を策定します。

学校3部制の取組により、スクール・コミュニティがさらに発展し、保護者や地域の多様な大人が関わることで、子どもたちの学びや育ちが一層豊かになることを目指します。

第2 学校3部制について

1 学校3部制の考え方

学校3部制は、スクール・コミュニティの発展に向けて、教室の機能転換を含めて学校施設を活用し、次の3つの機能を学校施設が発揮する考え方です。¹

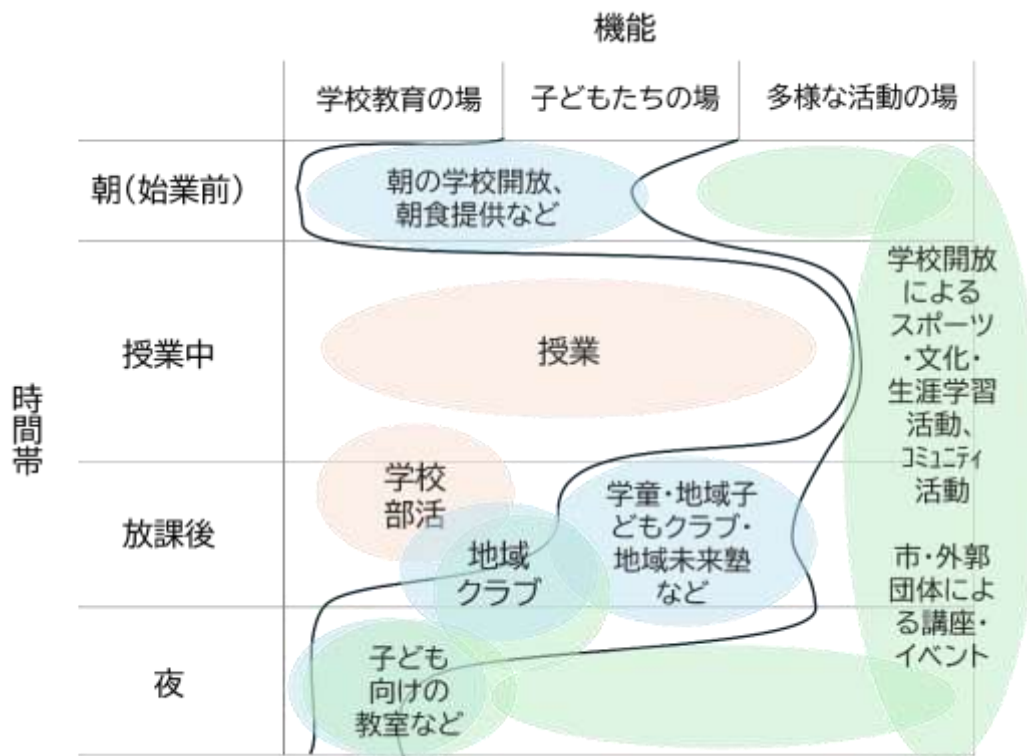
第1部…学校教育の場

第2部…放課後を中心とした安全安心な子どもたちの学び場・遊び場

第3部…生涯学習や生涯スポーツ、コミュニティ活動など地域の多様な活動の場

なお、学校施設は学校教育のための施設です。授業を行っていない時間を含め、学校教育に支障が生じないことを大前提とし、子どもたちの安全面や学校生活に十分配慮します。

■学校3部制における学校施設が発揮する3つの機能と時間帯のイメージ



¹ これまでの取組では、第1部は平日昼間の授業時間帯、第2部は放課後、第3部は夜間・休日というように主に時間帯によって区分してきました。しかし、例えば、放課後以外の時間であっても、朝の校庭などの開放や学校休業中の地域子どもクラブ事業など、子どもたちの学び場・遊び場として学校施設を活用する場合や、今後、建替えを行う学校では、学校の授業に支障のない範囲において、平日昼間の授業中の時間帯であっても、地域の多様な活動の場として学校施設を活用することも考えられることなどから、時間帯のみではなく、むしろ学校施設が果たす機能に着目して整理をしました。

2 学校3部制の目的

学校施設を地域の共有地（コモンズ）と位置づけ、学校3部制の取組により、より多くの人々が学校や子どもたちと関わるきっかけをつくり、学校や子どもたちを「縁」とした人々の「つながり」であるスクール・コミュニティを発展させ、次の3点を実現することを目指します。

- (1) スクール・コミュニティの発展を通じた学校教育の充実
- (2) 子どもたちの居場所の確保と多様で豊かな体験機会の拡充
- (3) 生涯学習や生涯スポーツ、コミュニティ活動の充実・発展

- (1) スクール・コミュニティの発展を通じた学校教育の充実

学校を拠点に、教育ボランティアなど、子どもたち・保護者・地域住民が協働する仕組みを一層、整備・推進し、教育環境を充実させます。これにより、学校での地域資源の活用を含む探究的な学びやキャリア教育、放課後の学習支援など、子どもたちの学びの機会が広がります。

- (2) 子どもたちの居場所の確保と多様で豊かな体験機会の拡充

学校をコモンズとして機能させ、放課後や学校休業日を中心に、安心して過ごせる居場所の確保と、多様で豊かな体験機会の拡充を図ります。スポーツ、文化活動、自由な遊びや学びなどを、学校を拠点に地域と連携して展開し、子どもたちが安全に、自分の好きなことや得意なことに挑戦したり、多様な他者と交流を重ねたりすることができる環境を整えます。

- (3) 生涯学習や生涯スポーツ、コミュニティ活動の充実・発展

学校施設を学校教育に支障のない範囲で地域住民が利用できる場として活用し、コミュニティ創生を促進します。学校施設を地域における生涯学習や生涯スポーツ、コミュニティ活動などの多様な活動の場とすることで、市民にとって、より身近な活動拠点の一つとし、さらにはこれらの活動を通じて多世代が交流できる機会を広げます。

3 学校3部制に関連する主な事業

学校3部制は、学校施設を一日全体で有効に活用する新たな考え方です。現在、市が実施している次の事業は学校3部制と密接に関連しています。

【第2部関連】

- 朝の校庭などの開放（以下「朝開放」という。）
- 学童保育所

- 地域子どもクラブ
- 地域未来塾
- 学校部活動

【第3部関連】

- 学校施設開放

それぞれの事業の概要は次のとおりです。

○朝開放

子どもたちの居場所づくりの一環として、朝早く登校する児童のために校庭等を開放しています。原則、午前7時30分に校門を開け、始業前まで過ごせる場を提供するものです。この時間帯は委託事業者による見守りを行っています。

○学童保育所

放課後、家庭において十分な育成が難しい場合に、子どもたちが安心して過ごせる場を提供する施設です。授業日は授業が終わったあと午後7時まで、学校休業日は午前8時から午後7時まで開所します（指定管理者が運営）。設置場所は①学校敷地外、②学校敷地内、③学校施設内のいずれの場合もあります。

○地域子どもクラブ

地域の住民や運営事業者が中心となり、校庭開放や教室開放に加え、学習、体験・交流、スポーツ・文化など、子どもたちを対象とした放課後や長期休業中の居場所づくりを行います。

○地域未来塾

放課後の学習支援として、学習習慣の定着と基礎学力の向上を目的に、小学校及び中学校の教室で実施します。大学生や地域のボランティアなどの学習支援員が、宿題やテスト勉強を助言しながら見守り、学びを支えます。

○学校部活動

原則として顧問の教員や部活動指導員の指導のもと、中学校における学校教育の一環として行われています。体力・技能の向上に加え、子ども同士や教員との交流を通じて、望ましい人間関係の形成を目指します。近年では、市内の競技団体等が運営し、どの中学校からも参加できる活動やコミュニティ・スクール委員会や学校の関与の下で地域団体が運営を行う活動もあります。

○学校施設開放

市民のスポーツ・文化等の地域活動の場として、三鷹市立小・中学校の校庭、体育館、テニスコート（中学校のみ）、特別教室（規則で定める教室）を開放しています。

上記のほかにも、PTAを中心とした一日家庭教育学級、おやじの会のイベントやコミュニティ・スクール委員会による熟議など、学校関係団体などによって学校施設を活用した様々な取組も行われてきました。

第3 これまでの取組

1 これまでの取組

三鷹市では、令和3年度以降、学校3部制に関連する様々な取組を進めてきました。

(1) 総論²

○学校施設活用事例調査研究【令和4年度】

既往文献の整理により65件の事例を抽出し、さらにその中から15件について現地視察やヒアリングによる詳細な調査を行いました。学校3部制の検討にあたって参考となりそうな点を報告書にまとめました³。

○夜間・休日の学校施設の利用についてのアンケート【令和4年度】

市民を対象に「夜間・休日の学校施設の利用についてのアンケート調査」を実施し、学校3部制に対する考えや利用ニーズなどを調査しました⁴。

(2) 第2部

ア 主に小学校

○地域子どもクラブ事業の毎日実施【令和3年度～】

令和3年度から、地域子どもクラブについて長期休業中を含めた平日に毎日実施する取組を開始し、順次、対象を拡大しています。対象校では、原則として校庭または体育館と教室開放を行っています。令和7年度現在、9校で毎日実施をしています。

○学校の家庭科室を利用した朝食提供【令和4年度～】

地域の団体が一部の学校において、家庭科室を使い、月に1、2回程度、希望する児童に朝食を提供しています。市では、取組の実施にあたり、学校との調整や家庭科室等の使用手続を行っています。

² このほか第5次三鷹市基本計画策定に向けた「市民参加でまちづくり協議会」（愛称 Machikoe（マチコエ））での議論や三鷹市教育ビジョン2027策定に向けた取組の中で、教員や各学園の代表としての中学生をはじめ幅広い関係者との意見交換を行ってきました。

³ 三鷹市 | 「学校3部制」構想に関する学校施設活用事例調査研究について
(https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/104/104205.html)

⁴ 三鷹市 | 学校施設の利用についてのアンケート結果
(https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/100/100396.html)

○朝開放（再掲）【令和5年度～】

子どもたちの居場所づくりの一環として、朝早く登校する児童のために校庭等を開放しています。原則、午前7時30分に校門を開け、始業前まで過ごせる場を提供するものです。この時間帯は委託事業者による見守りを行っています。

○地域未来塾の拡充【令和6年度】

小・中学校全校で実施している地域未来塾について、小学校の地域子どもクラブの毎日実施の拡大等により、放課後に子どもたちが学校で過ごす時間が増えました。これに伴い、学校や関係者からの要望を受け、地域未来塾の回数等の拡充を図りました。

イ 主に中学校

○みたかジュニアビレッジ事業【令和3年度～】

中学生が放課後の活動として、商品やサービスを開発・提供し、その対価を得て事業を継続するなど、実社会の中で主体的に実践的な取組を通じて、アントレプレナーシップ⁵を養うプロジェクトです。地域の団体が運営しています。主な活動場所は学校の教室で、放課後の部活動が行われる時間帯に行われます。市はその活動費の一部を支援しています。

（実施校と支援期間：第四中学校（R3～R5）、第五中学校（R6～））

○地域クラブ活動【令和4年度～】

市内の競技団体等が主体となって運営し、市内の子どもたちであれば参加することができる活動（令和7年度は空手道と合気道の2種目）が行われているほか、コミュニティ・スクール委員会や学校の関与の下で、地域団体が学校部活動に準じた仕組みで運営を行うクラブ活動を支援しています。中学生を中心とした子どもたちの多様な放課後活動の実現を目指しています。

(3) 第3部

○夜間・休日における学校施設活用モデル事業【令和5年度】

令和4年度に実施した「夜間・休日の学校施設の利用についてのアンケート調査」の結果を踏まえ、「夜間・休日における学校施設活用モデル事業」として、夜間・休日の学校施設を活用した木工講座や天体観察などを開催し、課題点の把握などを行いました。

○みたかスクール・コミュニティ講座【令和6年度～】

地域人財の育成や交流の推進を図るため、みたかスクール・コミュニティ講

⁵ チャレンジ精神や創造性を発揮しながら、新しい価値と社会を創造していこうとする起業家もつような意欲や能力

座を開催しました。開催にあたり、学校3部制の実現に向けたモデル事業として夜間及び休日の学校施設を活用して実施しています。

○学校施設開放の拡充【令和7年度～】

地域の多様なニーズに応えるため、平日の小学校校庭の開放について、夕方の開放時間区分を設けるなど規則を改正し、学校施設開放の拡充を図りました。

○学校施設を活用した生涯学習講座【令和7年度】

コミュニティ・スクール委員会等と連携し、地域の主体性を生かした生涯学習講座を中学校2校で試行的に実施しています。

2 これまでの取組で得られた知見と課題

学校3部制に関連して、令和3年度以降に実施してきた主な取組から得られた知見と課題を整理します。

(1) 主な取組で得られた知見と課題の一覧

	知見	課題
学校施設活用事例調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 他の自治体における学校施設活用の事例を施設計画や運営方法等から整理 	<ul style="list-style-type: none"> 施設計画と運営方法の検討の必要性
夜間・休日の学校施設の利用についてのアンケート	<ul style="list-style-type: none"> 「学校を地域の財産として、学校教育に支障のない範囲で、市民がより一層利用できる場所にしていくことが望ましい」という考え方に約9割の方が肯定的回答 今後利用できるようになるとしたら使いたい施設（音楽室、家庭科室、美術室等） 市民の利用希望が多い活動（料理教室、工作教室、スポーツ教室等） 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の不安や懸念（防犯対策、備品管理や原状回復等）への対応
地域子どもクラブ事業の毎日実施	<ul style="list-style-type: none"> 教室の機能転換による子どもたちの活動場所の確保、拡充を実証 放課後の子どもたちの居場所や様々な体験活動の機会として機能 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用調整 備品等の保管場所の確保 安全管理者の確保 利用ルール等の周知 他の事業との連携やその際の備品破損時の対応の整理

学校の家庭科室を利用した朝食提供	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供によって子どもたちの学習や行動改善効果 ・朝の時間帯における特別教室の活用の実証 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の開錠に関する調整
朝開放	<ul style="list-style-type: none"> ・体力づくりや居場所としての機能、保護者ニーズへの対応 ・朝の時間帯における校庭等の活用の実証 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設状況等による各学校でのルール等の差異 ・登校時間変更時等、学校との連携
地域未来塾の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・教室の機能転換による子どもたちの学びの場の確保 ・地域子どもクラブとの相乗効果 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用調整 ・学習支援員の確保 ・他の事業との連携
みたかジュニアビレッジ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人財による中学生の放課後活動の実証 ・放課後におけるキャリア・アントレプレナーシップ教育の機会 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品等の保管場所の確保 ・学校備品の使用可否の基準設定 ・備品破損時の対応の整理 ・持続可能な運営体制
地域クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人財による中学生の放課後活動の実証 ・子どもたちの多様な活動の機会の確保 ・中学生以外への対象拡大の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用調整 ・備品等の保管場所の確保 ・学校備品の使用可否の基準設定 ・備品破損時の対応の整理 ・持続可能な運営体制
夜間・休日における学校施設活用モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の地域活用の実証 ・多様なニーズに対応できる施設の特長 ・避難所にもなる学校施設を地域住民が訪れる機会の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用調整 ・利用可能エリアや開放場所、開催主体、備品破損時の対応など、ルールやマニュアル整備の必要性 ・当日の動線管理 ・会場までの案内や動線の改善（特に夜間開催時） ・高齢者や乳幼児連れなど、多様な参加者を想定した環境整備
みたかスクール・コミュニティ講座	<ul style="list-style-type: none"> ・市の講座事業における学校施設活用の実証 ・当日及び事前準備の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用調整 ・当日の動線管理 ・会場までの案内や動線の改善（特に夜間開催時） ・高齢者や乳幼児連れなど、多様な参加者を想定した環境整備

(2) 得られた知見と課題の整理

これまでの取組により、学校施設を活用することにより、子どもたちの多様で豊かな体験機会の充実や居場所の確保、市民にとっても多様な活動の場の拡充につながることをみてきました。一方で、学校という1つの場で、様々な事業が展開されるにあたっては、施設の利用調整を含む管理運営体制の構築とあわせて、学校施設の利用に関するルールを、学校3部制を踏まえたものに更新していく必要があります。また、その中では、特に第3部における活用を念

頭に、施設面と運用面の両面から動線の分離などの安全対策を講じていく必要があります。さらに、中学校の放課後の充実に向けては、国や都における部活動の地域展開の議論も踏まえながら、子どもたちの希望する多様な活動ができるような実施体制も課題です。

ア 管理運営体制

様々な事業が展開される中で、教育委員会を含む市（行政）と学校、地域や関係団体の責任や役割を明確にすることが必要です。特に施設の利用調整が簡便かつ円滑にできることが求められます。

また、学校教育に支障がない範囲で子どもたちや地域のために学校施設の活用を図るという観点から、両者のバランスに配慮した取組となるような仕組みの工夫が必要です。

イ ルールの明確化

前記アの管理運営体制を踏まえながら、第2部や第3部それぞれの施設利用の範囲、利用調整の方法や備品の管理、原状回復、破損や事故時の対応等、また、第3部については団体登録や当日の受付等も含め、改めて学校3部制の考え方に照らしてルールや標準的な流れを整備することが必要です。

ウ 安全対策

特に第3部での夜間・休日の利用拡大に向けては、動線を分離するなど児童・生徒の安全対策が必要となります。施設面での対応のほか、現在の時間帯によって利用者を区分する方法や、前記イのルールの明確化の中で、ルールとしての対応等の運用面を含めた対策が必要です。

エ 中学校における放課後の充実

国や都における部活動の地域展開の議論⁶も注視しつつ、子どもたちの希望する多様な活動を放課後に取り組めるような環境整備、特に地域クラブ活動の持続可能な実施体制も課題です。学校3部制における学校施設活用の議論とあわせて一体的に検討することが必要です。

そのほか光熱水費をはじめ、施設活用による費用の増加や学校3部制に関わる新たな取組に対応する財源の在り方についても検討が必要です。

⁶ 国では急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保・充実するため、生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開する「地域展開」により学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えることや、新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指した議論、取組が行われています。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

第4 今後の取組の方向性

これまでの取組で明らかになった課題と得られた知見を踏まえ、学校3部制の目的の達成に向けた今後の取組の方向性を示します。

1 学校3部制の運営の具体化

(1) コミュニティ・スクール委員会の役割と管理運営の一元化

第2部、第3部についても、第1部の学校教育とのバランスの中で、各学園・学校施設利用者の団体登録や利用ルール等について、コミュニティ・スクール委員会による承認や意見聴取といった関与の在り方を明確にし、必要に応じて後記(3)の条例等の改正に反映します。また、第2部を中心に子どもたちの意見を聴く仕組みづくりを検討します。

令和7年度には、放課後の学校施設における一体的な居場所づくりを早期に進めるため、学童保育所と地域子どもクラブに関する事務を教育委員会に移管しました。さらに、現在、市長部局において教育委員会の補助執行として実施している学校施設の地域開放に関する事務について、教育委員会の事務とすることで、教育委員会において一元的に第1部から第3部までの学校施設の利用調整等を行う体制を構築します。そのための規則改正を令和8年度に行います。

(2) 学校施設の地域開放等を担う運営組織

教育委員会との協働により、第3部における学校施設の地域開放に関する利用調整や団体登録、利用料金等の徴収、第2部における地域クラブ活動の運営等を担う組織の設立に向けた検討を進めます。また、市の生涯学習・スポーツ施設の管理運営等を担っている公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団との連携の在り方等についても検討します。

(3) 学校3部制の実現に向けた条例等の改正

「三鷹市立学校施設の開放に関する条例」の発展的な大幅改正により、学校3部制の理念や定義、施設の利用方法を定めます。あわせて、関連する規則等についても必要な改正を行います。

また、地域開放を行う学校施設の拡充等に伴う適正な受益者負担や学校3部制の取組による子どもたちの学びや体験の充実に向けた財源の在り方、地域ポイントの活用についても検討します。

2 学校3部制に関連する事業の更なる充実

(1) 全小学校での地域子どもクラブの毎日実施等（第2部）

地域子どもクラブの毎日実施を令和9年度中に全小学校において実施できるよう、地域子どもクラブ実施委員会をはじめとする関係者との調整・準備を進めます。また、学童保育所との一層の連携を図ります。

(2) 学校施設を活用した講座等の実施（第3部）

引き続き、学校施設を活用しながら、スクール・コミュニティ講座や生涯学習講座を開催します。

3 学校3部制に向けた環境整備

(1) 基本的な考え方

学校3部制における第3部の「地域の多様な活動の場」としての活用にあたっては、第1部や第2部の児童・生徒と地域利用者の動線分離を原則とします。

施設面での対応のほか、利用団体登録の運用の在り方や利用ルールの明確化等の運用面を含めて、児童・生徒の安全対策を図ります。

(2) 既存の学校施設について

既存の学校施設については、時間帯による動線分離を基本としつつ、各学校施設の現状を踏まえた学校施設の活用を図ります。

(3) 新たに整備する学校施設について

鷹南学園三鷹市立中原小学校建替事業等、今後新たに学校施設を整備する際には、以下の観点を重点的に検討します。

- ・朝開放での見守りや子どもたちの動線、遊具・備品の置き場などに配慮した施設配置の工夫
- ・学童保育所と学校施設との複合化の検討、学童保育所・地域子どもクラブ・地域未来塾など放課後の取組が円滑に連携可能な施設配置の検討
- ・地域の多様な活動の場（第3部）で利用できる特別教室として、平日昼間の時間帯を含め、授業で使っていない特別教室を地域開放することを目指し、地域利用者との動線分離を含む施設配置や管理の仕組み
- ・保護者や地域の方々が利用できる交流スペースの設置
- ・予約システムと連動した電子施錠等のデジタル技術の活用や盗撮対策を含めた防犯カメラ設置等の安全対策

第5 令和7年度から9年度の取組のスケジュール

	R 7	R 8	R 9	R10以降
コミュニティ・スクール委員会の役割と管理運営の一元化		検討・条例等改正	施行	
学校施設の地域開放等を担う運営組織		検討・準備		設置
学校施設開放条例の発展的な大幅改正等		検討・条例等改正	施行	
全小学校での地域子どもクラブの毎日実施	拡充(2校)	拡充(3校)	拡充(全小学校で毎日実施)	
学校施設を活用した講座等の実施	実施・充実			
新たに整備する学校施設における検討(中原小建替事業)	基本プラン	設計		整備